

質 問 回 答 書

1. 受 付 日：令和 7年 2月28日

2. 番号： 1

3. 件名：公募条件（資格要件）について

4. 質問事項

阿賀野市学校屋内プール設計業務委託

「阿賀野市学校屋内プール設計業務委託に係るプロポーザル実施要領 5 公募について（1）公募条件（資格要件）⑥同一組織からの参加者は1組に限る。」はどのような場合に制限を受けるのか。

5. 回答事項

事務所や組合といった組織内で複数のグループを設置し、それぞれを参加者とすることを制限するもの。

例 1

甲社に属するA～E技術者で参加者（甲社グループ①）を構成する場合、同社に属するF～J技術者で別の参加者（甲社グループ②）を構成することはできない。

例 2

乙組合の構成員であるA社及びB社の技術者で参加者（乙組合グループ①）を構成する場合、同組合のC社及びD社の技術者で別の参加者（乙組合グループ②）を構成することはできない。なお、乙組合とは別に、C社又はD社がそれぞれ単独で参加者になることはできる。

質 問 回 答 書

1. 受 付 日：令和 7年 2月28日

2. 番号： 2

3. 件名： 参加表明資格について

4. 質問事項

阿賀野市学校屋内プール設計業務委託

審査要領3(2)②において、「配置予定の各技術者業務実績」の「社会体育施設」には、次のものは含まれますか。

- ・ 保育所内の屋外プール（地域開放も行われているもの）
- ・ 建築確認申請上の用途は「集会所」であるが、軽スポーツ利用を想定した建築物

5. 回答事項

参加要件（業務実績を含む）の確認は、提出された参加表明書等によって行い、実施要領3表中「参加要件確認結果及び提案書提出要請通知」の日程にて通知します。よって、個々の参加要件の確認結果に関する問い合わせには応じられません。なお、以下のとおり本プロポーザルにおける「社会体育施設」の定義の補足説明をします。

- ・ 主な用途がスポーツ施設（体育館及び水泳プール、運動場ほか）以外の用途の施設で、その施設の一部にスポーツ施設が整備されている場合、スポーツ施設の部分が広く一般にスポーツ利用ができるものであり、またそのための諸室を備えているのであれば、その内容が確認できる当該施設は「社会体育施設」の定義の範囲内とする。
- ・ 建築確認申請上の用途に関わらず、広く一般にスポーツ利用をすることができる施設であり、またそのための諸室を備えているのであれば、その内容が確認できる施設はスポーツ施設として「社会体育施設」の定義の範囲内とする。